

●香川県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年4月24日から同年5月15日まで一般の縦覧に供する。

平成27年4月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺池田線（5号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市茂木町5丁目甲525 番地先から	前	9.0~11.8	297	街路整備事業による現 道拡幅
観音寺市茂木町5丁目甲471 番13地先まで	後	16.0~19.2	297	